

# 9月定例会提出議案の会派別賛否一覽

9月定例会で審議した市長提出議案41件、議員提出議案2件の審議結果は、次のとおりです。

(○=賛成、×=反対)

件名	会派名					議決結果	件名	会派名					議決結果				
	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党			緑の党	自民党	志政会	公明党	創生静岡		共産党	緑の党		
元年度決算	令和元年度静岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	×	×	認定	2年度補正予算 条例の制定 条例の一部改正 その他の議案 人事案件 議員提出議案	令和2年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市電気事業経営記念基金会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		令和2年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市土地区画整理清算金会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		令和2年度静岡市病院事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市新型コロナウイルス感染症経済変動対策資金特別利子助成基金条例の制定について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市公債管理事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市あさばた緑地交流広場条例の制定について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市競輪事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市児童館条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市農業集落排水事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市児童発達支援センター条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市駐車場事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		静岡市都市公園条例の一部改正について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市介護保険サービス会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		あっせんの中立てについて	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市中央卸売市場事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		学習情報端末の購入について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		市道路線の廃止について(大谷改良区21号線)	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		市道路線の変更について(大谷改良区19号線ほか2路線)	○	○	○	○	○	○	可決
	令和元年度静岡市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定		市道路線の認定について(羽鳥六丁目5号線ほか6路線)	○	○	○	○	○	○	可決
令和元年度静岡市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	認定	令和元年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	○	○	○	○	○	○	可決		
令和2年度補正予算	令和2年度静岡市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	可決	令和元年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	○	○	○	○	○	○	可決	
令和2年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	可決	人事案件	人権擁護委員の推薦について	○	○	○	○	○	賛成		
令和2年度静岡市介護保険事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	可決	議員提出議案	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	
									国土強靱化の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	可決	

自民党(24人)、志政会(7人)、公明党(6人)、創生静岡(4人)、共産党(3人)、緑の党(1人)

## 8月臨時会のあらまし

清水庁舎移転新築計画に関する住民投票条例について審議

令和2年8月臨時会を8月3日から7日までの5日間の日程で開催しました。  
今臨時会は、市民から地方自治法の規定に基づき請求があった「静岡市清水庁舎の移転新築計画」に関する住民投票条例の制定についての議案を審議するため、市長が招集しました。市長の意見が付された議案を審議した結果、賛成少数により否決となりました。

### 8月臨時会の日程

8月3日	本会議(開会)	会期決定、議案上程、説明、質疑、委員会付託
	総務委員会	委員会の運営について
8月4日	総務委員会	提案理由説明、請求代表者の意見表明、質疑、意見、要望、討論、採決
8月7日	本会議(閉会)	議案上程、委員長報告、討論、表決

### 臨時会の様子

8月臨時会の議案と会議録はこちらでご覧いただけます。



### 地方自治法

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

②(略)

③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者(以下この条において「代表者」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。

④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。

### 8月4日 総務委員会



### 8月3日 本会議



### 8月7日 本会議(最終日)



8月臨時会で審議した市長提出議案1件の審議結果は、次のとおりです。

件名	会派名					議決結果
	自民党	志政会	公明党	創生静岡	共産党	
静岡市清水庁舎の移転新築計画に関する住民投票条例の制定について	×	×	×	○	○	否決